



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

岡山県最低賃金

必ずチェック！ 最低賃金 使用者も、労働者も。

地域別最低賃金	効力発生日
時間額 892 円	令和4年 10月1日

特定最低賃金	時間額	効力発生日
耐火物製造業	954円	令和4年 12月30日
鉄鋼業	1,010円	令和4年 12月4日
空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	972円	令和4年 12月29日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	932円	令和4年 12月30日
自動車・同附属品製造業	956円	令和4年 12月10日
船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,003円	令和4年 12月28日
各種商品小売業	910円	令和4年 12月11日

- 「地域別最低賃金」は、岡山県内で働くすべての労働者に適用されます。
- 表に掲げる産業の事業場は、それぞれ該当する「特定最低賃金」が適用されますが、次に掲げる者については、「地域別最低賃金」が適用されます。
 - ① 18歳未満又は65歳以上の者
 - ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
なお、「鉄鋼業」「自動車・同附属品製造業」「船舶製造・修理業、船用機関製造業」については、雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 次の賃金は、最低賃金に算入されません。
 - ① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
 - ② 時間外手当・休日手当・深夜手当
 - ③ 臨時に支払われる賃金
 - ④ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金



© 岡山県 「ももっち・うらっちと仲間たち」

労働条件

相談ほっとライン

はい！ ろうどう

0120-811-610

※相談時間：平日17:00～22:00・土日祝日9:00～21:00

労働者の方、事業主の方、
労働条件でお悩みの方！お電話ください

- ・残業が長い！ ・年休がとれない
- ・残業手当の計算方法がわからない
- ・労働条件の通知って必要な？ などなど！

賃金引上げ

支援対策

◎「働き方改革」無料相談

岡山働き方改革推進支援センター
0120-947-188

○業務改善助成金/働き方改革推進支援助成金

問合せ先：岡山労働局雇用環境・均等室
086-224-7639

○キャリアアップ助成金

問合せ先：岡山労働局職業対策課 助成金事務室
086-238-5301

岡山労働局 賃金室 TEL(086)225-2014

岡山労働基準監督署 TEL(086)225-0591

倉敷労働基準監督署 TEL(086)422-8177

津山労働基準監督署 TEL(0868)22-7157

笠岡労働基準監督署 TEL(0865)62-4196

和気労働基準監督署 TEL(0869)93-1358

新見労働基準監督署 TEL(0867)72-1136

必ずチェック！ 最低賃金 使用者も、労働者も。

最低賃金制度とは？

最低賃金法に基づいて国が賃金の最低金額（最低賃金）を定めており、使用者は最低賃金額以上の賃金を支払うことが義務付けられています。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたこととなります。

このため、最低賃金未満の賃金を支払っている場合には、最低賃金額との差額(不足分)を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金には最低賃金法の罰則(50万円以下の罰金)が定められ、特定(産業別)最低賃金には労働基準法の罰則(30万円以下の罰金)が定められています。

最低賃金額以上かどうかの チェック方法は？

支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかの確認は、「最低賃金の対象となる賃金額」と「適用される最低賃金額」を以下の方法で比較します。

- (1) 時間給制の場合
時間給 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
- (2) 日給制の場合
日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
- (3) 月給制の場合
月給 $\div$ 1箇月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
- (4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制、その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。
- (5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合
例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

【日給制と月給制の組み合わせの場合の換算方法】

岡山県で働く労働者Bさんは、基本給が日給制で1日あたり5,600円、各種手当は月給制で1月あたり40,000円(職務手当が月25,000円、通勤手当が月15,000円)が支払われています。10月は20日間働き、合計が152,000円となりました。なお、Bさんの会社は、年間所定労働日数は250日、1日の所定労働時間は8時間で、岡山県の最低賃金は時間額892円(令和4年10月1日以降)です。

Bさんの賃金が最低賃金額以上となっているかは、次のように確認します。

- (1) Bさんに支給された手当から、最低賃金の対象とならない通勤手当を除きます。
 $40,000円 - 15,000円 = 25,000円$
- (2) 基本給(日給制)と手当(月給制)を時間額に換算して合計すると、
基本給の時間換算額 $5,600円 \div 8時間 / 日 = 700円 / 時間$
手当の時間換算額 $(25,000円 \times 12か月) \div (250日 \times 8時間) = 150円 / 時間$
合計の時間換算額 $700円 + 150円 = 850円 < 892円$
となり、最低賃金額を下回ることから、最低賃金額以上に賃金額を見直す必要があります。

10月の基本給	112,000円
〔日給(日額)	5,600円〕
10月の労働日数	20日
各種手当	40,000円
〔職務手当	25,000円〕
通勤手当	15,000円
合計	152,000円
労働時間/日	8時間
年間労働日数	250日
岡山県の最低賃金	892円

岡山労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>

岡山労働局 検索



WEBで確認！ 最低賃金に関する特設サイト

<https://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度 検索

